

公益財団法人

海難審判・船舶事故調査協会の概要

組 織

当協会は、本部を東京都に、支部を札幌市のほか全国7市に置いています。
また、各海難審判所及び運輸安全委員会事務局が所在する全国9か所に「(公財)海難審判・船舶事故調査協会相談所」を設置し、相談員を配置しています。

(公財)海難審判・船舶事故調査協会

(Marine Accident Inquiry and Safety Investigation Association)

東京本部 (東京相談所)

☎ 03 - 3512 - 8140
ファックス 03 - 3512 - 8142
携 帯 090 - 6036 - 9433
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-5
海事センタービル 5階
e-mail kaisin-f@maia.or.jp
ホームページ <http://www.maia.or.jp/>



地下鉄有楽町線 麹町駅 [2番出口]より徒歩3分

函館相談所 電話・FAX 022-257-4360
携帯 090-6036-5428
当分の間、仙台相談所へ
ご連絡お願いいたします。

仙台相談所 電話・FAX 022-257-4360
携帯 090-6036-5428
〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15
仙台第3合同庁舎 8階
e-mail kaisin-sendai@maia.or.jp

横浜相談所 電話 03-3512-8140
FAX 03-3512-8142
当分の間、東京相談所へ
ご連絡お願いいたします。

神戸相談所 電話・FAX 078-331-8836
携帯 090-6036-5398
〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1
神戸第2地方合同庁舎 10階
e-mail kaisin-kobe@maia.or.jp

広島相談所 電話・FAX 082-255-8262
携帯 090-6037-0807
〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17
広島港湾合同庁舎 4階
e-mail kaisin-hiroshima@maia.or.jp

門司相談所 電話・FAX 093-332-2765
携帯 090-6037-0508
〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10
門司港湾合同庁舎 10階
e-mail kaisin-moji@maia.or.jp

長崎相談所 電話・FAX 095-822-2037
携帯 090-6037-0935
〒850-0921 長崎市松が枝町 7-29
長崎港湾合同庁舎 5階
e-mail kaisin-nagasaki@maia.or.jp

那覇相談所 電話・FAX 093-332-2765
携帯 090-6037-0508
当分の間、門司相談所へ
ご連絡お願いいたします。

目 的

海難審判事件に関する調査研究を行い、海難審判での海難関係人の権利を擁護し、海難審判の適正な運用に資するとともに、船舶事故等の調査に関する調査研究を行い、海事の発展に寄与することを目的とします。

設立経緯

1968年(昭和43年)7月1日、海難審判及び海難審判事件に関する調査研究に関する事業を行っていた「社団法人海難審判研究会」と、海難審判関係人に対し補佐人の選任に要する費用等の扶助及び海難審判に関する一切の相談に応ずる事業を行っていた「社団法人海難審判扶助協会」の両団体が統合し、「財団法人海難審判協会」が設立されました。

2013年(平成25年)4月1日、公益法人制度改革に伴い公益財団法人に移行し、名称を「公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会」に変更しました。

主な事業

■ 海難審判及び船舶事故調査に関する調査研究事業

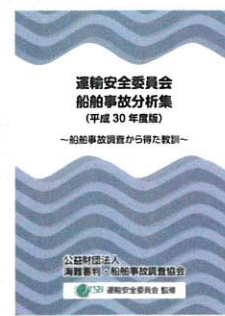
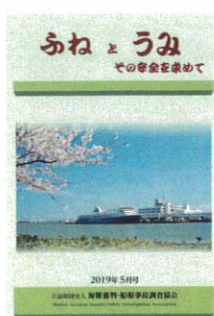
- 有益かつ規範性のある海難審判所裁決を選定し、判示事項等を調査研究
- 運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書について調査研究

■ 海難審判関係人等の権利擁護事業

- 海事補佐人を依頼する必要な経費を扶助し公正な審判の運用に資する
- 海難審判及び船舶事故調査を受ける海難関係者等からの相談を無償で実施

■ 船舶事故防止に関する情報提供事業

- 当協会のホームページを通じて、海難審判裁決の情報提供
- 「海難審判所裁決例集」、「海難審判所裁決録」の刊行
- 機関誌「ふねとうみ」の刊行



賛助会員

2019年7月現在の賛助会員は、団体会員424団体、個人会員210名となっています。

なお、賛助会費は、団体会員は1口2万円、個人会員は1口5千円以上となっています。